

2002年8月30日

大阪府地方労働委員会
会長 田中 治 殿

申立人 所在地 大阪府中央区北浜東1-17
日本ワードデータビル8階
名称 大阪教育合同労働組合
代表者 執行委員長 山下恒生

申立人 所在地 大阪府中央区北浜東1-17
日本ワードデータビル8階
名称 全国労働組合連絡協議会大阪府協議会
(大阪全労協)
代表者 議長 前田裕昭

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第2号・第3号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てる。

1. 被申立人

所在地 神戸市灘区土山町6-1
名称 学校法人 親和学園
代表者 理事長 小林発巳

2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人大阪教育合同労働組合(以下、「教育合同」という)の2002年6月11日付「組合加入通知及び団体交渉申入書」記載の団体交渉に、誠意をもって応じよ。
- (2) 被申立人は、申立人教育合同と行った2002年6月27日の団体交渉において合意した事項について労働協約化せよ。
- (3) 被申立人は、申立人組合員の労働条件変更に当たり、申立人の存在を無視して、申立人の頭越しに組合員に働きかけてはならない。

3. 不当労働行為を構成する具体的事実

- (1) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下、「教育合同」という）は、1989年11月23日に主に教育に係る労働者で結成された労働組合である。なお、親和学園に雇用される組合員は5人である。

申立人全国労働組合連絡協議会大阪府協議会（以下、「大阪全労協」という）は、1991年2月2日に結成された、大阪地方を中心とした労働組合で組織されたローカルセンターである。教育合同が加盟する上部団体である。

被申立人学校法人親和学園（以下、「学園」という）は1951年に設立された学校法人で、神戸親和女子大学（以下、「大学」という）、親和中学校、親和女子高等学校を経営している。

（2）本件不当労働行為に至る経過（背景）

申立人組合員はすべて被申立人大学で働く外国人非常勤講師であるが、2002年5月に**が教育合同に加入し、続いて6月に**、**、**、**が加入した。

2002年6月3日、被申立人は大学で働く非常勤講師に対してアンケート用紙を配布した。それは、被申立人が2006年度に向けて大学学部等の再編を行うことから、非常勤講師の授業持ちコマ数は減少する、そこで大学が提示する優先順位基準を受け入れる者から順番に契約を更新するのでアンケートに答えられたいというものであった。その優先順位基準とは、1．コマ数が少なくても構わない者 2．他大学等でフルタイムの仕事を持っていない者 3．大学に長く勤務している者 4．英会話授業はネイティブ・スピーカーによる、ということであった。

そしてアンケートの回答欄は、1．2003年度以降も大学で継続して講義をする意思があるか 2．2003年度以降4コマ（通年で週当たり2コマ）で了解できるか 3．2003年度以降2コマ（通年で週当たり1コマ）で了解できるか 4．フルタイムの仕事をしているか 5．当大学で何年間講義をしてきたか、となっており、1から4にはそれぞれイエス・ノーで、5には記述で答えるようになっていた。

アンケートの集約日は6月14日で、配布から約10日後であった。

組合員たちは、現在2002年度にあってはそれぞれ週当たり3コマないし4コマの講義を行っており、3コマ担当の者も2001年度までは4コマを受け持っていた。それ故、2003年度以降週当たり1コマないし2コマであれば契約を更新するという内容のアンケートが一方的に配布されたことに仰天してしまった。また2002年度に新採用された2名は、2003年度からコマ数が減らされることは全く聞かされておらず、他大学の非常勤講師を辞めて応募してきただけにだまされたとの思いを持った。

そこで、組合員たちは教育合同に相談した結果、団体交渉によって大学の一方的なやり方をやめさせ、労働条件の改善を求めることにした。

(3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実

教育合同は、2002年6月11日付で「組合加入通知及び団体交渉申入書」を被申立人に郵送し、6月18日を団交指定日として、アンケートの集約を団交終了まで延期すること 次年度以降の組合員の持ちコマ数を今年度以上とすること 昨年度並みのボーナスを支給すること 労働諸法を遵守すること 労働条件変更に当たり組合との事前協議・同意実施を行うことの要求事項で団交の開催を求めた。

6月17日になって学園の岩村本部長が教育合同に電話をかけてきて、団交日程の延期を求めてきた。その結果、団交は6月27日に開催することとなった。

6月27日に開催された団交には、教育合同側から山下執行委員長ら4名が参加し、学園側からは岩村本部長ら5名が参加した。

団交において、大学側はカリキュラム変更についての考え方を縷々述べ、アンケートに協力してほしい旨組合に求めてきた。なお、学生数は減少していないし、次年度も減少しないとの見通しを持っているとのことであった。

そこで教育合同は、上記要求に係わっては、次年度以降の持ちコマ数については今秋の段階での次年度入学者数の見通しが確定する段階で再度協議をすることを提案し、同アンケートについては次年度以降就労の意思があることを知らせるために答えるように組合員を説得すると伝えた。同については、学園から「辞令の書き方で誤解を与えたが、昨年並みにボーナスを出す」との回答となった。同については、学園は「当然のこととして遵守している」と答えた。同については、学園は「事前に協議して同意を得てから実施するというのは厳しいが、決定は知らせる」と回答した。教育合同は「事前同意が難しいのであれば、事前に協議するというのではどうか」と妥協案を示した。この提案に対して、学園は持ち帰って回答すると答えた。

教育合同は、組合員に対して団交での合意に基づいて、アンケートに答えるように説得し、組合員たちは数日以内にアンケートを提出した。また学園は、6月末にボーナスを支給した。

ところが学園は、団交時の宿題となっていた上記要求に対する回答をしてこなかったため、7月11日教育合同は、団交合意事項を協定化するための案をファックスで送信し、返事を求めた。すると翌日の7月12日岩村本部長が教育合同に電話をかけてきて、「団交では何も合意していない。これまでやってきたことをやると答えただけだ」と述べて、団交合意事項の協定化を拒否した。

しかし、団交で合意に達した項目があることは明確であり、学園側は団交をテープ録音してたことから、教育合同は7月12日付で「抗議及び通告書」を学園に送付して、7月11日付ファックスへの返事を求めた。

すると学園は7月17日付でファックスによる回答を送信してきた。それは、アンケートについては、「組合の協力をお願いしたもの」の次年度持ちコマ数および

の事前協議については、「組合との協議によって決定するものではなく、あくまでも大学の責任において決定するもの」、ボーナスについては、「現行の取扱を変更することはない旨、説明した通り」、労働諸法遵守については、「当然のこととして遵守していることを、申し上げた通り」、として、団交では協定を締結する合意にはいたらなかったと回答してきた。しかし、この学園の7月17日付文書は、学園の主張にもかかわらず、団交で合意に達した事項があることを逆に証明するものであった。

そこで教育合同は、学園の7月17日付文書に基づいて協定書を締結すべく、7月19日付文書および協定書2部を学園に送付して、押印の上、1部を教育合同事務所まで返送するように求めた。

しかし、学園は7月31日に教育合同に電話をかけてきて、「協定書は締結しない。9月になれば非常勤講師の次年度持ちコマ数を決定して講師に通知する」と通告してきた。

(4) 結語

被申立人は申立人との団体交渉で合意に達した事項があるにもかかわらず、この協定化を拒否している。また、組合員の労働条件の変更について、組合が団交での合意を求めているにもかかわらず、これを無視して一方的に決定し、組合の頭越しに組合員に通知することを公言している。このことによって組合員は、組合が頼りにならないと感じており、組合の弱体化が始まっている。

このような被申立人の行為は、労組法第7条第2号および第3号に違反する不当労働行為である。貴地労委の一刻も早い救済を求めるものである。

以 上